

東京帝國大學經濟部內 東亞經濟研究所

年四回（九月、十二月）發行

# 東亞經濟論叢

第壹卷 第貳號

昭和十六年五月

フランスの對支經濟進出の回顧……………	經濟學博士 高垣寅次郎
重慶政府の戰時金融集權政策……………	十龜盛次
法家の經濟思想……………	經濟學士 穗積文雄
江海關通貨の推移……………	商學士 大谷孝太郎
東亞社會政策の理念……………	經濟學士 出口勇藏
日清戰爭に於ける清朝の財政政策……………	經濟學士 柏井象雄
支那紡績勞働請負制度の様式……………	經濟學士 岡部利良
支那論 <small>に於ける</small> ケネーとモンテスキュー……………	經濟學士 河野健二
支那銀行制度の調整……………	經濟學士 徳永清行
東亞經濟圈に於ける米生産の發展……………	經濟學士 大上末廣
東亞廣域經濟の爲替政策……………	經濟學博士 谷口吉彦

（禁轉載）

書肆 有斐閣 發賣

## 日清戦争に於ける清朝の財政政策

柏井象雄

## 一 近代支那財政史の性格

支那社會は久しい間孤立を守り、外部から何の影響を受ける事も無く、独自のコースをゆるやかな足取りで歩み續けてゐた。勿論古くから、中央アジアを通じて東部ヨーロッパとの交渉があり、後には、南方の海上を通じて西ヨーロッパ諸國との交渉が始つたとは云ふものの、夫等は云はゞ局部的・偶然的なものであり、支那社會が全體として、その交渉に巻き込まれたものでは無く、従つて決して支那社會の歩みに大きな影響を及ぼす程のもので無かつた。<sup>(註)</sup>夫が阿片戦争の結果、支那社會はその歩み續けて來た自らのコースを大きく轉換した。爾來ヨーロッパ諸國の壓力がヒシ／＼と加はつて來た。彼等は商品を送り、資本を携へて押し寄せて來た。夫等の國々に依つて鐵道が敷設され、鑛山が新しい方法に依つて採掘され始めた。新しい組織を持つた銀行が設立され、夫は直接支那社會を支配し、或は從來から支那社會の持つてゐた舊い金融機關や商人を媒介として、彼等の支那社會に於ける地位を確保して行つた。こうして彼等の勢力圏 (Spheres of influence ; Spheres of interest)<sup>1)</sup>が漸次擴大されて行つた。此の様なヨーロッパ諸國の進出は、當然支那社會の動きに大きな影響を與へた。此の影響の下

1) T. W. Overlach ; Foreign Financial Control in China, 1919, Introduction.

に、支那自らに依つても新しい方向への運動が開始された。清朝末期に於ける康有爲の提案、<sup>2)</sup> 李鴻章等の指導の下に清期の採つた富國強兵政策、外資の進出に基く民族資本の覺醒、清期末期から民國初期へかけての排外運動・利權回收運動、孫文の三民主義、蔣介石の經濟設計畫等が之である。此の様なヨーロッパ諸國の影響と支那自らの努力に依つて、舊い殻の中に閉ざされてゐた支那社會に新しいものが芽生へて來た。然し、こうして新しいものの萌芽が見え始めたにも拘らず、支那社會の持つ強靱な傳統的性格は、生れようとする新しいものに頑強に抵抗し續けた。そして新しいものは舊いものの抵抗の爲に支配的になる事が出きず、舊いものは引き續きその生命を保つてゐた。<sup>3)</sup> 例へば海岸・大河川に沿ふ大都會では、近代的生活が始められて來た。然し爾餘の部分では、依然傳統的な生活が續けられてゐた。近代化を示す可き一つの指標としての機械工業も芽生へて來たが、手工業・家内工業等の抵抗に遭つて、その發展に一定の限界が附せられてゐた。新しい組織を持つた銀行が設立され、特に政府の公債政策と組み合つて急激な勢で増加して行つたが、依然舊い組織を持つた傳統的な支那古來の金融機關が支那社會に廣くその根を張り繞らしてゐた。此の様に近代支那社會史は、外國壓力の強化と新舊の交錯と云ふ二つの事實に依つて、大きく特長づけられてゐる。

(註) 此等の交渉はむしろ支配者の手に集積された餘剰の富が、彼等の奢侈的需要を充たす可きヨーロッパ商品と交換されたのであつた。従つてその様な交渉は支那社會全體の性格に迄影響を及ぼす程のもので無かつた。例へば漢朝の時代に已に中央アジアを通ずる商業路確保の爲の闘争が活發に展開されてゐたが、夫は支那社會全體としての要求からでは無く、むしろ支配者の個人的要求に基くものであつた。(早川譯、ザハロフ「支那社會史」第十四章商業路の爲の闘争)

此の様な性格を持つた地盤の上に立つた近代支那財政史にも、支那社會のこの様な特長がその儘反影してゐる。

2) 東亞經濟調査局譯、薛農山、支那近代農民經濟史、三〇七～三二〇頁。  
3) 拙稿、支那の農村と農民(財政六ノ一)。

例へば舊い制度と機構の上に獨立の生活を續けてゐた支那財政に於いて、外債が大きな部分を占める様になつて來た。ヨーロッパ諸國は支那政府の外債の求めに應ずる事に依つて、支那の政治機構の中樞に迄も喰ひ入り、支那社會に於ける自らの勢力圏の擴大を援護した。債權國に依つて此の様な企圖が持たれてゐたから、支那財政に於いて外債の占める程度は、その窮乏の加はるにつれ重要さを増した。そして支那財政は夫に比例して窮乏の度を加へるのみであつた。然し支那の財政が舊い制度と之に基く外債の累積に依つて、窮乏の度を深めるに従つて、清朝末期頃から財政に於ける新しい方向への努力としての財政改革案が考慮され始めた。<sup>4)</sup> 清朝末期の財政改革案は民國革命後にも新しい政府に依つて繼承された。<sup>5)</sup> 此等の努力は更に蔣介石の下に華々しく展開されて行つた。<sup>6)</sup> こうして支那の傳統的財政の中に、漸次新しい制度が現はれては來たが、やはり舊い制度は尙根強く残つてゐた。そして舊い制度と新しい制度が支那財政の中に交錯してゐたのである。

支那社會に於ける外國勢力の強化と新舊の交錯と云ふ二つの性格を、近代支那社會史乃至財政史に與へたものが阿片戦争であり、近代支那社會史と財政史の此の様な進路を切り開いたものが阿片戦争であるとすれば、日清戦争は此の様な支那社會乃至財政の動きに加速度を與へたものであつた。日清戦争に依つて清朝の弱體が曝露され、夫を契機としてヨーロッパ諸國の支那社會に對する壓力が一段と強化されたのであつた。此の頃から支那自身に依る新しい方向への運動も強まつたのであつた。

私は此の様な環境の中に日清戦争を置き、清朝が日清戦争を中心として採つた財政政策を見度いと思ふ。そして日清戦争に於ける清朝の戦費調達と戦後經營の爲の財政政策に、此の様な支那社會乃至支那財政の性格がどの

4) 朱僕、中國財政問題、一〇九～一一六頁。木村増太郎、支那財政論、六七～七四頁。  
5) 賈士毅、民國財政史 上册、一三八～一六九頁、一九七～二〇八頁、邦譯、一五九～一九二頁、二二二～二四二頁。

様に反映し、此等の財政政策が、夫以後に於ける支那社會と支那財政の動きに對して、どの様な意義を持ち、どの様な影響を及ぼしたかを見ようとするのである。

## 二 戦前の財政状態

清朝に依つても、歴代の王朝と同じく、「量入定出」の原則がその財政運用に於ける最高の理想とせられてゐた。その初期には、相繼ぐ内亂平定の爲に多大の軍費を要したにも拘らず、諸事節約が旨とせられ、土地と農民に對する課税（田賦—地賦・丁賦）を中心とし、關稅・鹽稅及びその他雜稅（契稅・牙稅・鑛稅・牲畜稅・當稅・茶稅・漢稅等<sup>7)</sup>）を補充的収入として、その上に尙よく獨立の財政を維持してゐた。然るに阿片戰爭以來清朝の直面した内憂外患は、阿片戰爭・太平天國の亂等の教訓に鑑みて清朝の採用した富國強兵政策と共に、清朝財政に大きな負擔を課した。即李鴻章等の指導の下に企てられた海防・造船・造兵・教育・練軍等に關する新しい計畫は、已に相繼ぐ内憂外患に依つて莫大な負擔に苦しんでゐた清朝財政に新しい經費を要求した。此の様な經費の膨脹は、當然内憂外患に基く清朝の勢威失墜・清朝の特異な財政機構等の事實と相俟つて、清朝財政を著しく窮乏に陥入れたのである。

清朝の政治・行政機構は、外觀上は一應中央集權的な色彩を示してゐたが、少くともその財政の領域に於いては、極端な地方分權的な性格を帯びてゐた。例へば中央政府は關稅と鹽稅收入の一部の他には固有の財源を持たず、他の租稅收入はすべて各省長官としての督撫の支配の下に置かれてゐた。そして此等の租稅收入は先づ各省

6) 賈士毅, 民國續財政史 (一) 第四章 近代財政之方針, Pokong Chu; Der Staatshaushalt und das Finanzsystem Chinas, 1937, ss. 72-73. Ming-Chung Tay; Das Finanz- und Steuerwesen Chinas, 1940, ss. 16-19.

の經費に充當せられた後（存留）、その殘餘が中央に送付せられ（起運）中央政府の經費に充當せられたのであつた。勿論賣官收入・巨商に對する御用金等が、時には中央政府の財源として利用せられたが、夫等は決して安定した収入源としての性格を持つものでは無かつた。中央に於ける財政擔當者としての戸部は、一應清朝に於ける最高財政官廳としての資格を形式上備へてゐたが、各省長官たる督撫と同一の資格に於いて皇帝に隸屬するものであつたし、中央から派遣された地方財政長官たる布政使は督撫の支配下にあり、戸部に隸屬するもので無かつた。従つて中央に於いて新しい經費の必要を生じた場合には、戸部より督撫に通じて（派定）必要額を中央に送付せしめ得る（認籌）との便法が定められてゐた他、督撫の中央への送金に關する責任に就いても、極めて嚴格な罰則が規定されてゐたが、<sup>9)</sup>中央に於いて新しい經費の必要を生じ、之に應ず可き收入の要求せられる場合にも、中央の勢威失墜と共に、戸部の力を以てしては地方財政に迄も干渉し、中央政府の收入増加を計る事は不可能であつた。

此の様な事情の他に、各省からの送金を主要な財源とする中央政府の財政を益々窮乏に陥入れる可き今一つの理由があつた。當時各省の財政も、清朝の内憂外患に基く中央經費の一部分擔と天災その他事變に基く農村疲弊に伴ふ收入減に依つて著しく窮乏してゐた。各省が自らの財政窮乏を救ひ、更に中央の要求に應ずる爲に新しい財源を求めるとしても、前資本主義的な段階に止つてゐた當時の支那社會乃至經濟機構が夫を許さなかつた。例へば都市には商業的市民階級が微力乍らも發生してゐた。<sup>10)</sup>工業生産に關しては可なり大規模なマヌファクチュア型工業が各部門に就いて隨所に現はれてゐた。<sup>10)</sup>商業資本もある程度まで形成されてゐた。農村も自給經濟を破つ

7) 滿鐵調査會、支那税制の沿革、西力東漸時代の税制（清代）。  
8) 木村増太郎、前掲書、四一～五八頁、松井義久、清朝經費の研究（一）（滿鐵調査月報十四ノ十一）。  
9) 木村増太郎、前掲書、五三頁。

てある程度商品經濟の段階に入り込んでゐた。然し支那社會は、阿片戰爭以來のヨーロッパ諸國の影響と特に李鴻章等の指導に依る富國強兵政策に基く官營資本主義への發足にも拘らず、此の段階に止つた儘、次の新しい段階への飛躍を爲し得なかつた。まだ資本主義社會と云ひ得る状態に迄は達してゐなかつた。従つて此の様な社會が大きな収入を期し得る様な新しい課税の對象を與へ得る筈が無く、只從來から極度に迄利用しつくされてゐた税源の上に、より大きな負擔を課するより他に方法は残されてゐなかつた。即從來から有してゐた課税對象の上に、新しい名目で附加的な租税を賦課するか或は税率を引き上げるのみであつた。そして常に、土地と鹽の消費と財貨の移動が此の目的に利用され、此等に對して絶へずより大きな負擔が要求されてゐた。例へば田賦・鹽税等にあらゆる名目の附加税がつけ加へられた。太平天國の亂の後に起された釐金に就いては、課税の範圍が擴大され徴收の場所が増設された。例へば

「釐金局はあらゆる交易地とすべての經濟的中心地に設けられ、そこではすべての商品が課税された。經濟的に夫程重要で無い交易路―山地や獨立の孤村に通ずる様な路或は只僅かの財貨しか輸送されない様な路―も徵稅吏の監督下に置かれた。同じ路線に多くの釐金局が設けられてゐる。大體五哩の間隔を置いて小釐金局が、十哩を距て大釐金局が建てられてゐる。此の様にしてどの商品も課税を免れ得ないし、又どの様な交易地にも徵稅官のゐない所は無い。」<sup>11)</sup>と云はれてゐる。

然し此の様な方法が採られたとしても、社會の擔稅力にも自ら一定の限度があり、此等の収入にも大きな期待を懸け得なかつた。

此の様な幾多の事情がからみ合つて、清朝の財政窮乏を益々強めてゐたのであつた。

此の様な環境の下に置かれてゐた清朝政府が、その財政を糊塗すべき方法として選んだのが外債依存政策であ

10) 平野譯, ウイツトフオーゲル, 支那の經濟と社會 下卷, 一三〇~一八〇頁。  
11) Pakong Chu; a. a. O. s. 64.

つた。清朝政府は同治四年（一八六五年）伊犁地方に於ける回教徒の亂平定に際して、その急に應ず可き手段として、露西亞から軍器・彈藥・糧食等を借り入れ外債依存の端緒を開いたが、爾來財政窮乏を救ふ可きあらゆる手段を失つてゐた清朝政府は、新しい經費の必要を生ずる毎に、絶へず此の最も安易な方法を採用した。

之より前太平天國の亂に基く軍費膨脹の結果、江蘇省が咸豐十一年（一八六一年）、福建省が同治元年（一八六二年）外商から資金の借入を行つてゐる。<sup>12)</sup>然し清朝が自ら外債を起したのは同治四年の露西亞からの借入を以て嚆矢とする。<sup>13)</sup>

阿片戦争以來ヨーロッパ商品の支那進出に伴つて、ヨーロッパ諸國と支那社會との關係は漸次密接になつてゐた。開港場ではヨーロッパの巨商が已に大きな勢力を持つてゐた。ヨーロッパ銀行も已に支那に進出してゐた。

例へば一八五三年には英系麥加利銀行が、一八六六年には英系滙豐銀行が、一八七五年には佛系東方滙理銀行が、夫々已に支那に設立されてゐた。

だから此等のヨーロッパ商人やヨーロッパ諸銀行を通じて、清朝は常に容易にその所要資金を調達し得た。こうして清朝が同治四年に外債依存の端緒を開いてから、或は軍費として、或は財政窮乏救済の爲、或は軍備充實の費用に充てる爲に起した外債は、光緒十三年（一八八七年）に至る迄の二十二年間に於いて四千萬兩を超過してゐた。<sup>14)</sup>爾來内憂外患の起る事も無く、海關収入の増加等に依り財政の比較的安定し得たのと、外債の多くが銀貨公債で且つ爲替相場の變動も甚しく無かつた爲、此の間に起された外債は大體に於いて償還し得たが、尙日清戦争の勃發の直前には、英國に對する七十餘萬兩、獨逸に對する二百萬兩が未償還の儘で残されてゐた。

清朝は此の様な支那社會の状態、財政機構と財政状態の基礎の上に日清戦争を迎へたのである。

12) 湯象龍、民國以前關稅擔保之外債（中國近代經濟史研究三ノ一、民國二十四年五月）。

13) 朱傑、前掲書、八九～九〇頁。S. R. Wagel: Finance in China, p. 25.

14) 木村増太郎、前掲書、四三六頁。

### 三 戦費の調達

此の様な環境の下に日清戦争を迎へた清朝が採つた戦費調達の手段は次の様なものであつた。

第一に徴兵及び軍艦購入の基金二五〇萬兩、その他より約二〇〇萬兩を捻出した。<sup>15)</sup> 第二に宮廷諸経費の節減に依つて、内帑金より二〇〇萬兩及び文錢二〇〇萬個を支出した。第三に官吏俸給額の三割を強制寄附の方法に依つて徴收した。第四に進士及第證書の賣却に依つて二〇〇萬兩を調達した。第五に鹽商に對して御用金を命じて二〇〇萬兩を、北京錢莊（恒和・恒利・恒興・恒源の四大恒）よりの獻金に依つて二〇〇萬兩を得た。更に西太后は内帑金より一、五〇〇萬兩を支出した。<sup>16)</sup> 然し此等の財源のみに依つては到底莫大な戦費に應じ得る筈が無く、かくて戸部の奏請に基き光緒二十年八月文明諸國の先例に倣つて、内國債を發行する事に決した。そして北京に於いて先づ之を行ひ更に夫を全國に於いて行ふ事とした。<sup>17)</sup> 内債の募集に當つては、償還期限・利息・擔保・償還貨幣の種類等が定められた他、諸種の有利な條件が定められてゐた。例へば廣東省に於いては、一萬兩以上の應募者には位階・名譽職を與ふる事、募集額百萬兩を超へた場合には、斡旋者は之を賞與する事、海關收入・阿片釐金を擔保とする事、等が定められてゐた。然し公債の發行に就いて此の様な有利な條件が附隨してゐたとしても、當時の支那社會の實狀は、決して清朝の選んだ公債政策を成功せしめるに足る丈の條件を具備したものでは無かつた。第一に資本が缺乏してゐた。古くから中飽に依つて官吏が、或は獨占的な商業活動（廣東に於ける貿易獨占或は鹽・鐵に關する特許商人）乃至都市手工業者や農村に吸着する事に依つて商人が、夫々資本を蓄積してゐ

15) 支那經濟全書、第一輯、七九二頁。  
16) 東亞同文書院、前掲書、七九五頁。  
17) 東亞同文書院、前掲書、七九二～八〇一頁。

た。又兩者の合體に依つてより大きな資本が形成されてゐた。<sup>18)</sup>然しその範圍も限られたものであり、その蓄積の程度にも限界が附せられてゐた。即久しい期間を通じての支配者の商業資本に對する抑壓と干涉の爲に、その蓄積にも自ら一定の限度があつたのである。例へば古來支配者はくり返しくり返し、商業資本の利潤を、時には資本そのものをも侵害した(課税・御用金等)。又支配者は流通行程の重要な部分を直接自己の管理の下に置き(例へば鹽・鐵の專賣)、商業資本の自由な發展と擴大とを阻害した。たとへ此の様な部分が商業資本の自由活動に委ねられたとしても、支配者は之に對して課税する事を怠らなかつた。こうして商業資本の擴大には一定の制限が附せられてゐた。<sup>19)</sup>漸くその一部分にマヌファクチュア型工業の現はれた工業の發達状態、自給經濟の支配的な農村の實情も亦、商業資本の發展に對して充分な地盤を提供するものでは無かつた。第二に社會の餘剩資本を動員し、國家の要求に應ず可き金融機關にしても、當時存してゐたものは、錢莊・票莊・質屋等に限られてゐた。

支那に於ける新式銀行の成立は、光緒二十三年(一八九七年)盛宣懷が上海に中國通商銀行を設立したのを以て嚆矢とし、中央銀行としての戶部銀行(後に大清銀行、民國革命以後中國銀行と改稱)の設立は光緒三十年(一九〇四年)である。各省財政の補助機關としての省政府の官銀號は、先緒二十二年(一八九六年)に始めて設立された。

此の様な支那の傳統的な金融機關が、支那社會の全面に亘つて、廣く鞏固な根を張りめぐらしてゐたとは云ふものの、何れも小規模のものばかりであつた。最大の資本を有するものにしても、その資本額は辛じて百萬兩に達する程度であり、多くはその資本額數萬兩を前後するに過ぎなかつた。<sup>20)</sup>此の様な小規模な金融機關が莫大な戦費の要求に應じ得る筈が無かつた。のみならず、近代的な銀行が紙幣を發行して公債を引き受ける様に、此等の金融機關が自らの機能に依つて國家の要求に應ずるには、社會の制度も金融機關そのものも充分發達してゐな

18) 平野譯, 前掲書, 三三六~三四〇六, 三五八頁。

19) 平野譯, 前掲書, 三五八~三五九頁。

20) 東亞同文書院, 前掲書第六輯, 第五編支那銀行。

つた。第三に從來から支那の國家と社會は、只租稅行政と警察行政と云ふ極めて弱い二つの紐帶に依つて結びつけられてゐる丈であつた。國家は社會そのものを地盤としてその上に立つものではなく、兩者は全く遊離してしまつてゐた。<sup>21)</sup>だから戰爭と云ふ様な重大な問題に直面しても、夫を社會全體の共同の問題として社會が自覺するのでは無く、夫は只清朝一個に關する問題であり、社會にとつては遠い所での出來事であつた。その上民衆の公債觀も、公債を見るに君主に對する獻金乃至御用金と見る程度であり、公債の發行に際して如何なる有利な條件が附せられたとしても、決して公債を信賴する事は無かつた。此の様な事實も亦、清朝の採つた公債政策の成功に大きな障壁になつた。第四に當時恰かも西太后誕生祝賀の爲に民間から多額の寄附金を徴收した後であつた。此の様な事情も亦清朝内債政策失敗の大きな原因であつた。

此等の諸事情に妨げられて、清朝が戰時財政政策の一環として採用した公債政策は慘憺たる結果に終つた。そして此の様に國家と社會との遊離してゐた間隙に、外債がその背後に夫々の國の政治的野心を伴ひ乍ら流れ込んで來た。

當時ヨーロッパ諸國に於いては、公債は已に中世紀的な性格を脱して、近代的な意味に於ける公債に迄發展してゐた。公債政策を可能ならしめる可きあらゆる條件と地盤を備へてゐた。國家は已に近代的國家に迄發展し、公債も君主の私債たる性格から解放されて、國家の負債としての意味を持つてゐた。夫に伴つて國民の公債觀そのものも著しく進んでゐた。資本も公債を成立せしめるに足る丈蓄積され、公債の發行を容易ならしめる可き條件としての金融機關・證券市場も充分發達してゐた。しかるに當時の支那社會にあつては、此の様な公債の成立

21) 清水盛光，支那社會の研究，一一二頁。

を可能ならしめる可き政治的・社会的・経済的な条件も地盤もすべて缺けてゐた。条件の備はらず地盤の缺けた支那社会に於いて、清朝が公債發行の基本的条件も基礎的地盤も反省せず、無雑作に先進諸國に於いて採られてゐた公債政策の形骸のみを模倣したところで、その様な政策が失敗に終るのも當然の事であつた。

此の様な条件の下に於いて、清朝が公債の發行に依つて、夫も殆ど強制的な方法に依つて調達し得た戦費は、北京の一〇〇萬兩を始として、廣東省の五〇〇萬兩、山西省の一三〇萬兩、江蘇省の一八四萬兩、直隸省の一〇〇萬兩、陝西省の三八萬兩、江西省の二三萬兩、湖北省の一四萬兩、その他を合して一、一〇〇萬兩を辛うじて超へる程度であつた。<sup>22)</sup> とうして清朝は所要の戦費を調達し得ず、遂に外債に依存してその急を凌ぐ事とした。即清朝が戦費に充當する爲に起した外債は次の様なものであつた。<sup>23)</sup>

種 類	起債額	利子	擔 保	期 限	起債年月
匯豐銀款	一、〇〇〇萬兩	七%	海 關 稅	二十年	一八九四年十月
匯豐金款	三〇〇萬磅	六	"	"	一八九五年二月
克薩金款	一〇〇萬磅	"	海關稅及江蘇鹽稅・釐金	"	一八九五年三月
瑞記金款	"	"	"	"	"

#### 四 賠償金の負擔

辛うじて戦費を調達し得た清朝は、日清戦争の結果、賠償金として二億兩、遼東半島還附代償金三千萬兩、威海衛占領費百五十萬兩、計二億三千百五十萬兩の負擔を課せられた。此の中賠償金二億兩に就いてはその支拂期

22) 東亞同文書院, 前掲書, 第一輯, 八〇七頁。

23) 木村増太郎, 前掲書, 四三八頁。

及び支拂額が次の様に定められた。

第一次	五、〇〇〇萬兩	條約締結（一八九五年四月）後六ヶ月以内			
第二次	五、〇〇〇萬兩	條約締結後十二ヶ月以内			
殘額一億兩は六ヶ月賦に分ち、次の如くその償還を定む。					
第一次	批准交換後二ケ年以内	第二次	批准交換後三ケ年以内		
第三次	同	四ケ年以内	第四次	同	五ケ年以内
第五次	同	六ケ年以内	第六次	同	七ケ年以内

已にあらゆる手段を盡して戦費を支辨し、その財源のすべてを費消し切つてゐた清朝が、之丈の金額を、しかも限られた期間内に國內に於いて調達し得る筈が無かつた。此の場合にも外債に依存する事のみが清朝に残された唯一の手段であつた。日清戦争の結果清朝の積弱が完全に曝露され、當時支那社會の周邊からその中樞を窺つてゐたヨーロッパ諸國は、夫々の支那に於ける勢力圏を此の機會に擴大しようと努めてゐた。だから清朝が求めた外債は、此等の諸國にその野心を充たす可き絶好の機會を提供する事となり、夫々の間に清朝の外債募集を繞つて激しい争が展開された。一八九五年七月には露西亞政府の保證の下に、露・佛の銀行團から四億法の資金が提供された（年利四分・償還期限三十六年・關稅擔保）。一八九六年三月には英・獨銀行團（滙豐・德華銀行）に依つて一、六〇〇萬磅の資金が與へられた（年利五分・償還期限三十六年・關稅擔保）。勿論此等の諸國から資金が提供される場合には、常に夫々の國の政治的な意思がその背後に伴ひ、一定の交換條件が附せられてゐた。露西亞は滿洲に於ける鐵道敷設權・鑛山採掘權等を獲得し、英國は借款契約第七條（……今次借款未付還時中國總理海關事務應照現今辦理之法辦理）に依つて、本借款の償還されざる限り、支那關稅行政に於ける總稅務司としての同國人の地位を

確保した。獨逸・佛蘭西に依つても支那に於ける自己勢力擴張の野心が藏せられてゐた。

こうして得た資金に依つて賠償金の一部支拂を終つた清朝は、債權國の要求する交換條件を恐れ、その残額の支拂に充當すべき財源を内國債に求めた。そして一八九八年一月昭信票(已に民間に失つた信用を明にし之を回復する意味)なる名の下に内國債を發行した。親王・大官等は率先して之に應募し範を示した。その他地租・鹽稅を擔保とし、償還基金制を定めた。又償還期に達したものは債券をもつて地租・鹽稅の納入に代へ得る事、應募額十萬兩或は五十萬兩以上に上るものは、夫々將軍・督撫より上奏の上恩賞を加へる事、等の特典を附した。<sup>24)</sup>然し此の様な努力と條件にも拘らず、戰費調達の爲に發行した内債の徹を踏み全く失敗に終つた。即強制募集に依る可しとの提案を却け、任意公債の方法に依つたが、直接募集の任に當る官吏の中にはその効を急ぎの餘り、強制的な態度をもつて望む者もあり、社會の不安と恐怖をつのらせる丈であつた。商人の中には官吏に對する贈賄に依つて公債應募を免れんとする者もあり、巨商の中には之を免れる爲に外人の商號を用ふる者さへ現はれた。此の様な状態の下に於いて募集し得た金額は、山東省の二五萬兩、安徽省の五〇萬兩、河南省の三〇萬兩、奉天省の三〇萬兩、江蘇省の一二〇萬兩、その他を合して約五〇〇萬兩に過ぎなかつた。<sup>25)</sup>

かくて再び英・獨銀行團(滙豐・德華銀行)に依頼して一、六〇〇萬磅を調達し、辛うじて賠償金の残額の支拂を終つた(年利四分五厘、償還期限四十六年、擔保は關稅と蘇州・松滬・九江・浙東の釐金及宜昌・湖北沿岸・安徽沿岸の鹽釐金)。此の外債の成立に關しても、英國に依つて支那財政監督權とビルマより揚子江に通ずる鐵道敷設權が要求されてゐた。こうして債權國に依つて要求される交換條件は、清朝財政に於ける外債の累積に伴つて苛酷とな

24) 東亞同文書院, 前掲書第一輯, 八二二~八二七頁。

25) 東亞同文書院, 前掲書第一輯, 八二七頁。

り、露骨化するのみであつた。

戦費の調達・賠償金の負擔・此等に基く外債の累積は、著しく清朝の財政を窮乏に陥入れ、更に將來に於ける一層の財政窮乏を豫想せしめるに至つた。例へば日清戦争を中心として、清朝は五千萬磅を超へる外債を負擔し、年々償還すべきもののみでも二千五百萬兩を超へる事となつた。そして戦前八千萬兩内外に過ぎなかつた經費は一億兩を超過するに至つた。然し之に對應すべき収入の大宗としての關稅收入は二千萬兩に過ぎなかつた。かくて財政窮乏に應じ或は將來に於ける財政確立の爲、清朝は戦後經營に基く財政政策として、經費の節減と収入の増加を企てた。例へば經費節減としては、(一)制兵の裁減、(二)局員手當金の減額、(三)加俸の減額が収入増加策としては、(一)増稅—鹽稅の引上、茶・砂糖釐金の引上、烟酒稅の引上、(二)御用金(實商・藥店に對して)等の方法を採用した。<sup>27)</sup>又當面の急を凌ぐ爲に、光緒二十三年(一八九七年)には白耳驢よりの蘆漢鐵道公債四五〇萬磅を、光緒二十四年(一八九八年)には英國よりの山海關内外鐵道公債二三〇萬磅を流用した。<sup>28)</sup>然し此の様な方法が採られたとしても、夫等は何れも當面の急に應じ得べきものにすぎず、清朝財政に於ける最も大きな缺陷としての地方分權的な財政機構の改革と云ふ根本的な問題に迄手が延ばされたものでは無かつた。根本的な問題に觸れず、只部分的な點のみを對象とした此の様な彌縫策が、已に極度の窮乏に陥入り、更に將來に於ける窮乏を豫想せしめる財政を救済し得る筈が無かつた。

財政窮乏救済の爲、特に戦費調達或は戦後經營の手段として、鑄貨の改悪或は政府紙幣の發行等の方法が、増稅或は御用金・公債等の手段と併んで用ひられた例は、各國の財政史に常に見受ける所である。<sup>29)</sup>然し清朝は日清

26) 木村増太郎、前掲書、四四三頁。  
27) 賈士毅、民國財政史上册、二〇頁、邦譯、二四頁。  
28) 朱、前掲書、一〇六頁。  
29) H. Jecht; Kriegsfinanzen, 1939, s. 24.

戰爭に於いて此の様な方法を採用しなかつた様である。

由來支那の國家は社會を地盤とし夫を背景とするものでは無かつた。國家は社會から全く遊離してゐた。兩者を結びつけるものとしては、租稅行政と警察行政と云ふ只二つの紐帯があるのみであつた。たとへ國家が社會に結びついて行つたとしても、夫は社會に對して干渉を加へる場合の方が多かつた。古くから國家は農本主義を以て社會に臨み、治水事業等を重大な任務として支配者が擔當してゐたとは云ふものの、夫等はむしろ自らの生命を維持する事を目的とし、その爲の物的手段を増大する意圖の下に行はれたのであつた。しかもその爲に大きな負擔と勞働力とを農民に要求した。又此の様な任務が國家に依つて擔當されたとしても、夫がどの程度まで實際に行はれてゐたかも疑はしい。従つて社會は國家の干渉を最小限に喰ひ止め乍ら自らを守り、自らの力に依つて機能を續けてゐた。例へば抑商主義の結果、商人團體は公權力に依る保證に代へて、私的保證の制度を高度に發達せしめてゐた。又資本の投下に關しても、國家の干渉と抑壓とから自らを守る爲に目立たない方法が採られてゐたし、夫が重要な地位を占めてゐた<sup>30)</sup>。貨幣にしても、清朝時代には制錢の制度が定められてゐたとは云ふものの、社會は實質價值を有するものを交換の基準として選び、特に商業取引等に於いては銀を基礎としその上に營業を續けてゐた。従つて此の様な社會に清朝が鑄貨の改悪乃至不換紙幣發行の方法を以て望んだとしても、國家の干渉から自らを守る事に久しい間慣らされてゐた支那社會に於いて、夫から大きな成果を期し得る筈は無かつたのである。例へば道光年間に各省に於いて、夫々の鑄貨が盛に鑄造されたが、夫は法的價格に於いて通用し得ず、各省は結局その鑄造を中止した。咸豐年間には、太平天國の亂に依る收入減と銅供給量の不足を補ふ爲に、

30) 平野譯、前掲書、三四一～三四二頁。

戶部は名目鑄貨を發行した。然し社會に依つて受け容れられず、名目鑄貨は忽ちにして流通場裡から消滅した。<sup>31)</sup> 紙幣に關しても、清朝の初期に鈔貫の制度を定めて少額の紙幣を發行したが、失敗に終つた。咸豐年間にも、太平天國の亂に依る財政窮乏に迫られ、戰費支辨の爲に、銀兩單位の官票及び錢貨を表はす錢鈔を官銀號より、戶部よりは寶鈔を發行したが、只社會と經濟を混亂に至らしめるのみであつた。<sup>32)</sup> むしろ此等の失敗に鑑みて、爾來清朝は紙幣の發行を極力避けてゐた。勿論清朝がその意思を充分社會の内部にし、込ませ得る丈の力を持ち、社會がその様な意思を受け容れる丈の状態にあつたならば、此の様な方法も清朝の戰時財政政策の一環として成功し得たであらう。然し當時の支那では、此の様な條件は全く缺けてゐた。例へば擔保が定められた他、極めて有利な條件と特權の與へられてゐた戰時公債でさへも失敗に終つた。従つて清朝が鑄貨の改悪乃至不換紙幣發行の方法を選んだとしても、夫は從來に於けると同一の經過を辿り、失敗に終らざるを得なかつたであらう。

## 五 日清戰爭の影響

日清戰爭は支那近代史に大きく時期を劃するものであつた。第一に敗戰の結果清朝の弱體が曝露されると共に、ヨーロッパ諸國の支那社會への壓力が一段と強化された。のみならず下關係約の結果、清朝は夫等の諸國に對して支那進出の機會を公然と提供した。爾來鐵道の敷設・鑛山の採掘・銀行の設立・工場の創設等あらゆる管を通じて、ヨーロッパ諸國の資本が支那社會に流れ込み、夫に伴つて夫々の勢力圏が擴大されて行つた。第二にヨーロッパ諸勢力の支那進出に加速度が加へられると共に、その影響の下に、支那社會に於ける舊いものが崩崩

31) 宮下謙，カン，支那貨幣論，一三頁。

32) 朱僕，前掲書，一一二～一一三頁。飯島幡司，支那幣制論，五八～五九頁。  
湯象龍，咸豐朝の貨幣（中國經濟史研究，二ノ一，民國二十二年十一月）。

壞し始めた。外部からの強い壓力は支配者と支那民族資本の自覺を促し、此等を中心とする新しい方向への運動が芽生へて來た。阿片戦争以來已に始つてゐたヨーロッパ諸國の支那進出と支那自體に於ける新しい方向への運動が、日清戦争に依つて拍車を加へられたのであつた。云はゞ日清戦争は、阿片戦争以來已に支那社會の歩み始めてゐたコースをより明瞭に定め、爾來支那社會の負はされてゐた運命をより明瞭に表面に浮び上らせたものであつた。

此の様に日清戦争は、阿片戦争以來の支那社會の動きを強く運命づけたのみで無く、清朝の財政にも大きな影響を及ぼした。戦費の調達・賠償金の負擔・此等に基く外債の累積等は、已に窮乏に陥入つてゐた清朝財政を益々困窮せしめた。戦費調達・賠償金支拂の爲に内國債の發行・増税等も企てられたが、當時の支那社會の状態に妨げられて何れも失敗した。此の様な間隙にヨーロッパ諸國の資本が喰ひ入つて來た。しかも外債の成立に際しては、必ずその背後に債權國の政治的な意思が伴ひ、常に一定の交換條件が附せられてゐた。ヨーロッパ諸國が此の様な野心を持つておつたればこそ、此等の諸國の間に、清朝の外債募集を繞つて常に激しい争が展開せられてゐた。それ自身資本の輸入國であつた露西亞でさへも、此の闘争の中に於いて大きな役割を演じてゐた。<sup>33)</sup> 彼等は清朝の外債募集に應ずる事に依つて、その政治的機構の中に迄も喰ひ入り、自己の支那社會に於ける勢力圏の擴大を援護した。こうして日清戦争を中心とする清朝の財政政策に伴つてヨーロッパ諸國の壓力が強化されるのみであつた。勿論戦時財政政策の一手段として、或は豫想される將來に於ける財政窮乏に對應すべきものとして、經費の節減・収入の増加等の方法も採られたが、此等は何れも當面の急を凌ぎ得たに過ぎず、根本的な財政

33) C. F. Remer; Foreign Investment in China, 1933, p. 121.

改革にまで進んでゐなかつた。又當時の支那社會の狀態としては、その様な方法に依つて大きな成果を擧げ得る筈が無かつた。だから債權國に依つて常に恐る可き交換條件が附せられてゐたにも拘らず、絶へずヨーロッパ諸國の資本が、清朝財政の窮乏を彌縫すべき手段として利用されてゐた。夫に伴つて自己の財政を益々窮乏に陥入らせる丈であつた。

然し乍ら此の様な財政の窮乏は、遂に清朝を驅つて根本的財政改革の方向に進ませるに至つた。例へば光緒三十四年（一九〇八年）には、財政に於ける根本的な缺陷を改め、その中央集權化を企てるものとして清理財政章程が定められた。<sup>34)</sup> その他豫算制度の確立・統一國庫制度等も企てられた。此等の改革案と併んで貨幣制度・銀行制度の改善案も論議せられてゐた。<sup>35)</sup> 勿論全く勢威を失墜した清朝に依つて此の様な根本的改革が成し遂げられる筈は無かつた。然し清朝末期の此等の財政改革案は、民國革命後にも新しい政府に依つて繼承された。民國初期に於ける財政改革案の主要課題とした所は、中央集權的な財政の確立であつた。此の目標に沿ふ可きものとして、國地稅劃分案・中央專款條例・中央解款條例・國地稅劃分修正案等の一連の財政革新案が引きつゞき提案されてゐる。例へば民國二年財政部提案の國家稅地方稅法案に於いては、國家と地方に屬す可き租稅が次の様に定められてゐた。<sup>36)</sup>

(一) 左記各項は國家稅と定む。

田賦・鹽稅・關稅・常關稅・統捐・釐金・鑛稅・契稅・牙稅・當舖・牙捐・當舖・烟稅・酒稅・茶稅・糖稅・漁業稅

(二) 左記各項は將來設く可きものにして國家稅と定む。

所得稅・印花稅・登錄稅・相續稅・營業稅・出產稅・紙幣發行稅

日清戰爭に於ける清朝の財政政策

第一卷 四二一

第二號

一三三

34) 木村増大郎、前掲書、七一頁。

35) 朱(便)、前掲書、一一一～一一六頁。

36) 賈士毅、民國財政史 上册、一〇七～一一二頁、邦譯、一二一～一二六頁。

(三) 左記各項は地方税と定む。

田賦附加税・商税・牲畜税・糧米税・土膏捐(阿片販賣店に對する課税)・油捐及醬油捐・船捐・雜貨捐・店捐・房捐・戲捐・車捐・樂戶捐・茶館捐・飯館捐・關捐・魚捐・屠捐・夫行捐・その他雜稅及び雜捐

(四) 左記各項は將來設く可きものにして地方税と定む。

家屋税・國稅を課せざる營業稅・同上消費稅・入市稅・使用物稅・使用人稅・營業稅附加稅・所得稅附加稅

尙地方特別稅の國家稅に對する妨害となるもの及び特別稅にして財政部の不當と認むるものは、財政部よりその徵收を禁止する事を得。

地方附加稅に關しては左の制限を超過するを得ず。

- (1) 田賦附加稅は百分の三十を超過するを得ず。
- (2) 營業稅附加稅は百分の二十を超過するを得ず。
- (3) 所得稅附加稅は百分の十五を超過するを得ず。

此の様にして從來各省の課稅權の下に置かれてゐた多くの租稅を國家の支配下に移す他、各省の課稅權を著しく制限し以て中央財政の確立を期したのである。此の他豫算制度・國庫制度・貨幣制度・銀行制度等に關する多くの提案が爲された。又關稅自主權回復への運動も始められた。然し此等の提案は、何れも社會の混亂に妨げられて何れも單なる提案に止つた。三民主義を基礎とする蔣政權の下に於いても、此の様な改革案が引き繼がれ、廣汎な經濟設計畫と併んで、民國十七年七月には第一次全國財政會議が開催され、關稅自主權の回復・國債の整理・國稅と地方稅との區分・釐金の廢止・地租及び鹽稅の改革・所得稅相續稅奢侈稅の創設等幾多の財政確立に資す可き問題が提出された。民國二十二年五月の第二次全國財政會議に於いても、租稅行政に關する問題が中心議題とせられた。第一次・第二次全國財政會議の結果は、蔣政權の權力擴大に伴つてその一部が實現され、支

那財政は近代的財政の方向へ一步前進する事になつた。

こうして日清戦争以後に於ける財政窮乏は、清朝を驅つて財政改革に向はしめた。その改革は民國革命後も繼承され、更に蔣政権下の全國財政會議に於ける財政改革案とその一部分の實現に迄發展した。然し支那社會の持つ根強い傳統的な性格は、此等の努力にも拘らず尙その完全な成功を妨げてゐる。多くの問題が未解決の儘残されてゐた。蔣政権下の全國財政會議の結果は、一部實現され、或は多くは已に法律として制定されてゐた。然し舊い制度が依然大きな力を以て財政改革の進展を妨げてゐた。此の様な所に支那財政の或は支那社會の大きな特長がある様に思はれる。